慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国家機能の二大分岐
Sub Title	
Author	奥井, 復太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.5 (1921. 5) ,p.741(149)- 751(159)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210501-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

である。それが全體で、惡よりも善の方が無限に多くなし就げられたから尊き適當な名が與へらるべきである。即ちそれは合成せる首唱者 Composite Protagonist であつた。而して是が大膽に進み、說得、誘惑、威嚇、强制等の人間の知れるあらゆる技術を以つて歴史を作つたのである。戰爭及び階級爭鬪を起した。敵に依つて覆され、失敗に依つて破壞され、征服に依つて從はされ、若しくは革命に依つて廢せらるゝまで自己改新を行ふのであつた。

歴史である行動に於ける關係者として、本能的な群集、遍歴せる經驗家、豫想せる政策の卓見なる首領等は彼等の原始的な人間の本性以外に共通に一つの特色を有つて居た。さもなければそれは眞に彼等の人間性それ自身であつたのか？　何れにしても彼等は一の包括的種類のものであつた。すべてが冒險者であつた。すべては大膽で前進的であつた。彼等は笛の音に誘れ、誘惑物にも導れた。金の甁の爲めに掘つたり、紫の山に登つたりした。彼等は「歡喜に逢はんが爲めに」ある「樂しき Jersalem」に巡禮せんと出掛けた。彼等は航海した、戰つた、掠奪した、復讐した。彼等は帝國を飾つたり分割したりした。絶えざる苦鬪を以つて社會秩序を創造し、而して醉へる惡魔のやうに是を破壞した。彼等は是をも讀み、原子をも分割した。

故に歴史は冒險である。而して冒險に對する促進が歴史の原因である。此の命題が余の學說の要點である。

要するに嚴密に科學的であることは冒險に對する促進及び冒險に對する反動の平衡は勢力減（エナアルヂー）少の歴史的に行はれる樣式である。

余の知り得る限りに於いて正しく而して要約される一つの十分なる理由である。實際として

國家機能の二大分岐

奥井復太郎

一

歐洲諸國に於ける中世的社會組織が崩壞して靈界の最高權威なる羅馬法王と俗界の最高權威たる神聖羅馬皇帝とに依て代表せられし加特力教會と封建制度とが漸次其の勢力を失墜しつゝあると共に中世社會の Horizontal division は新しき nationality の勃興を中心とする vertical division を以て區劃せられたる新社會と代るに至れり。

斯の如く近代的國家の發達と共に Mercantilism の經濟思想並びに之れに適應せる經濟政策は優秀なる政治的社會的地位を占むるに及べり。即ち『此時代を通じて著しく富强の程度を增加し來の生きた具體的な歴史に歸る手近な方法である。實在として歴史は論題（theme）と物語（story）とである。論題（テーム）は實在であり、物語は吾人の作れるものである。學問（scholarship）——德性の一種——は吾人の歴史の物語を誠實と云ふ見地から是正し、而して驚くべき程富ましめた。科學が發見され而して實在を明示した。知識に依つて汚されず、理解に依つて害されずに、實在は Odysseus 及び Columbus に於いて存在したところのものであり、物語は Herodotus 及び Froissart に於いて存したところのものである。實在として歴史は「冒險」であつた。而して又冒險である。物語として歴史は「大ロマンス」であつたし、現在さうであり、又時間の終るまでさうであらう。（完）

りたる中央俗界の權力は新興商工業の要素を把握し而して其奬勵に對する一般的熱心を滿足せしむると共に之を政治的目的に供用し軍事的成功に必須なる財源を供給せしめ自己の强大と光輝とに資せしめん事を期せり。』かくて『國民的經濟政策を遂行し有ゆる國家的政治權力を傾注して全國民の現在及び將來に於ける經濟的利益を擴張せんと努めたり。』即『マーカンチールシステムの目的とする所は中央の主權に由りて行はれたる奬勵若くは制限に由り私的及び部分的利益をして國民的强大及び獨立を助成す可き共同の利益と一致せしむ可き組織的工商國の創造に在り。』（高橋敎授經濟學史研究「マーカンチリズム概論」）

然れ共 Colbert の既に觀察し、又は Sir W. Petty, Sir Dudley North の認めたるが如く「建築を出來せる以上は其足場は取除かる可きものにして」茲に再び經濟生活の新しき變化に對して新しき政策の必要を見るに至れり。Petty. North の理論はそれよりも一世紀後に於てアダムスミスに依て完成せられたる Natural liberty 說の始原となれるものなり。

茲に經濟生活の國家的政策に對して Laissez faire, laissez passer の思想盛大となり、アダムスミスの大著「國富論」の現れたる一七七六年は北亞米利加植民地の自由獨立の宣言と共に近代社會生活に革命を齎したる一大發明とを以てその大なる光榮を歷史に誇る可き年なり、即ジェームス、ワットは此の年に於て彼の發明になる蒸汽機關を完成せり。是は爾て產業革命として知らるゝ經濟生活並びに社會生活の全般に一大變革を及せるものなりき。

然るに自由放任の思想と產業革命とは人類が曾て經驗したる事なき新しき問題を惹起するに至れり。此の時期に際して『政治家改革者傭主被傭者何れも賴る可き前例訴ふる可き目標を有せず、數十年間茲に人々は其企圖の善惡を問はず、何れも無知の間に暗中模索せし事よりして悲劇の一時代を生せり。先づ經驗の求めらるる必要ありしに、そは此の際人類に對する多大なる苦痛と損害と更に死の犧牲の後に求められたり。不幸にも最も惱める苦惱者は賴りなき小兒並びに女子なりき。洵にこは產業史に於ける最も暗黑なる章を綴るものなり。』（A. W. Kirkaldy, Economics and Syndicalism. 1914 p. 32）

近代社會運動の一として社會主義はこの間に生れたり、而してそは何等かの形式の下に何れも資本主義的社會に於ける個人の自由放任に對する制限を意味するものにして或は神の名に於て人道の名に於て或は人類進化の名の下に主張せられたり。かくて寧て自由放任の學說によつてその職分の大部分を奪はれたる國家は社會民衆の名に於て再び國家本然の職能に加へて更に多くの社會的經濟的職分を授けらるるに至れり。勿論一方に於ては一部階級の機關として國家は猛烈なる排斥を被りたれ共しかも社會生活の全般に關聯する事に就ては社會全體を代表する Collective の組織を必要とするは之れを否定す可からず。（三田學會雜誌第拾四卷二月號加田忠臣氏「ギルド社會主義の國家觀」第五節參照）

以下は將來の國家職能が如何に變化し如何に制限せらる可きやを說くに非ずして寧ろ國家が再度凡ての社會生活に於て重大なる役割を務めんとする事並に其が過去に於てマーカンチリズムとして知らるる所と大なる相違ある事に興味を懷き、それ等の相違が國家職能の如何なる方面に働くやをウエップ夫妻の新著 A Constitution forthe Socialist Commonwealth of Great Britain

の一部に依て研究せんと試みるなり。

二

Adam W. Kirkaldy はマーカンチリズムに就きて述せる際に次の如く云へり。即

『マーカンチル、システムと國家社會主義との間には幾分の類似點存す共に產業的商業的基礎の上に組織せられたる國家を共通の理想として有す。彼等が相異なれるは彼等の最終の目的とする所に於てなり、蓋マーカンチリストが國民的自給の爲めに努力せるに對して國家社會主義者の目的は凡ての生產機關及び要素の國有によつて社會に生れ出でたる凡ての小兒に、生活に於ける平等の機會を有せしめんとするにあり』（Kirkaldy 前揭書二六頁）

國家社會主義を以て近代的傾向の全部と云ふは不當なりと雖も恐らくはかゝる傾向謂言すれば生產機關の個人的私有を離れてそが社會化的傾向は一般的趨向と認むるを得可きか。Webb を以て言はしむれば

『凡ての國民は顯然と彼等の社會的經濟的組織として資本主義的組織を拒否せり。インダストリアリズムの進步せる國に於ける國民の大部分は益々此資本主義的組織を以て永遠なる制度なりと認むるを拒みつゝあり。諸々の思想的統派の社會主義者の中にも彼等が社會主義と認むる所の經濟的社會的政治的改造の目的に關しては何等意見の相違あるなし。資本主義的組織の下に於ては產業の管理支配は社會の比較的少數の部分即生產機關の私有者の手に委ねられたり。……社會主義者が目的とする所は民衆のよつて生活する凡ての產業及び勤勞に於て、斯の如き資本家の獨裁制度に對して民衆の爲に彼等自身に依て行はるゝ民衆の支配を代置せんとするものなり。斯の如き方法に於てのみ民衆の全體が彼等自身の仕事の管理に正しく關與し得るの道、並びに彼等の名に於て爲さるゝ所に對して有效に同意しうるの民衆的意識の實現を得べし。斯の如く產業上にデモクラシーを適用する事は其れ自身一個の秀れたる敎養的力として固有の價値を有すれ共社會主義者の眼に於ては一個の目的に對する手段に過ぎず。即社會の凡ての人に對して與へ得可き最大量の個人的自由を確保せんが爲に社會の全員の間に國民の生產物を更に公正に分配せんとする目的に對するものなり。玆に於て社會主義の目的は產業にデモクラシーを適用せんとする事とこのソシアル、デモクラシーに依て生活と自由と幸福の追求に於て最大の平等を求むるの原則を採用するの事の二者となるなり。』（前揭書緒論一一頁一三頁）

即ウエッブが其書の序言（五頁）に於て述べたる產業並びに勤務の「社會化」「社會主義的管理」或は「社會的及び經濟的改造の基礎として認められたる社會主義の原則」は何れも畢竟如上の目的に從はんとするものなり。

然れ共 G. D. H. Cole の明かに認めたるが如く社會を構成する個人は如何なる形態の團體を以てするも其一つを以ては完全に代表せらるゝを得ず（三田學會雜誌第拾四卷第三月號加田忠臣氏「ギルド社會主義の國家觀」一三二頁）此の點に於てはウエッブもデモクラシーの性質に就て

『一社會の民衆的組織は各人をたゞ人として代表せしむるに非ずして社會に於ける彼の生活の主なる地位に於ける人の代表を認むるを意味するものと考へらるゝに至れり。即生產者として、或は消費者として、又は自己の屬する民族或は社會の存續及び獨立に就て或は彼の欲する文化の性質に就て關係ある一國民として、或は

更に知識の探究者として、又は宗教的信仰者として、の各個の人として代表せらるゝものなり』（ウエッブ。緒論一五頁）彼はこゝにコールの Social Theory より數句を引用して脚註とせり『……代表せらるゝものは單に人或は個人に非すして常に個人の團體に共通なる一定の目的なり』と。デモクラシーはヴィクトリア朝の democrats の思考せるが如き唯一の而も不可分なる性質を有するものに非すして

『若し吾人が、その獲取に必要な努力並びに犧牲と相對して、財並びに勤勞に於て生産物の最大純額を求めんとすると共に、聚合せる個人の全體に對して與へ得らるゝの最大量の個人的自由を確保せんとする時、或は又更に現在の國民に對すると等しく將來の社會に對して企圖する所ある時は、社會の民主的組織は單に人間としての人間といふ事をのみその基礎となす可きに非らずして少なくとも三個或は吾人の考ふる所によれば四個の別種の且特殊的基礎即特殊の貨物又は勤勞の生産者として、全般の貨物又は勤勞の消費者として、二個の方面に於ける國民としての即、一方に於ては國防と内部の秩序――内外よりの侵害に對する保護――に關する方面と他方に於ては社會全員の個人的幸福（未成年者疾病虛弱者老廢者をも含みて）に於て表はさるゝ彼の欲する型の文化を進捗せしむる事と現在の物質的並に非物質的利益と相對して將來に於ける此等の利益とに關係せる國民としての各人、以上四個の基礎より生せざる可からず』（ウエッブ、前揭書緒論一七頁）

然らば如何にしてデモクラシーを社會生活の全般に適用せんとするか。ウエッブがその書に示す所に於ては彼の計畫は理想國に對する典型的構成の綱領を示すものに非ず彼は完全に民主化せる社會に向て發展する趨勢と一致し得可き建策を討議に附せんとするに止まるなり。（前揭一〇一―二頁參照）此書の第一編の標題 A Survey of the Ground の示せるが如く彼の採れる材料の全部は之れ現代に於ける或は現代に於てその可能を明かに望みう可き英吉利の社會運動にして是れ彼が緒論に於て

We propose no more than a sketch of the developments of the British Constitution most urgently needed in order to extend Democracy to industry.

の言を爲す所以なり、尠莫彼は第一編を分ちて三章となし Democracies of Consumers. Democracies of Producers. Political Democracy となせり。此編に於て吾人に直接關係あるは第三章政治的民主主義にしてそは蓋現在の政治機關の組織及び職能に對するウエッブの批判は聽て彼の所謂社會主義的社會に於ける國家の職分の基礎をなすものなれば也。

三

ウエッブの觀察する所によれば現在の英吉利の議會政治は國民多數の假面の下に行はるゝ一人乃至數名の少數者の獨裁政治に過ぎず。其は政府の職能並びに國家の權力が著く徹底的となり其の範圍を增大し來ると共に此等は何れも議會及び議會によつて成立せらる可き行政部の手に集中せられたりと雖も議會の組織機關の不完全と之れによつて處理せらる可き問題の夥多複雜とは議會をしてその權力を運用する能はざらしめ爲に權力は事實的に内閣及びその下に構成せられたる驚く可き行政組織 official hierarchy の手に委ねらるるに至れり。而も斯の如き獨裁制度は僅かに一方民心の爆發に對する不斷の警戒と他方竊かに有力なる資本家又は他の利益團

體の鼻息を窺ふ事によつて牽制せらるゝのみ。（ウエッブ、前書、七二頁參照）

茲にウエッブは政治組織の著しき肥大 hypertrophy に就き説けり曰く

『一百年前の國家政府は殆ど純然と國防外交秩序の維持並びに司法及び此等の職務の必要とする課稅等を專掌せり、陸海軍の建設又は郵便事務に於ても甚しく微々たるものにして Civil Service に至ては殆ど存在する事なかりき。將來の社會の利益を進捗し或は之を考慮して維持し或は國民の欲する型の文明の伸張についての意識的考察が存せざりしは吾人の公正に斷言するを得可し。更に同時代の國民の欲求を滿足せしむるが爲めに如何に國家の自然的資源を利用し又は最大の利益の爲めに如何に産業勤勞を組織す可きやに對する最善の眞面目なる考察すら之を缺き是等の仕事は利潤の獲得慾によつて刺戟せらるゝに止まれり。』（前揭書七三頁）

然るに近代に於ては此等の第一義的政治的職能が其範圍に於て甚しく膨脹せるのみならず無數の新しき義務は政治機關の上に投げ與へられたり。即是等新しき職分は大規模の公衆衛生事業、疾病虛弱者嬰兒老衰者に對する設備及び炭坑業運輸等の産業の監理等、各種敎育發明研究の奬勵及び造林製糖事業等、大規模の保險預金銀行及び住宅の給配食衣の日常品供給取締等、賃銀の決定及び物價賃料の公定等に至れり。

『要するに政府は今や要求せられたる時に於て單に大規模に軍事行動を爲すのみならず更に等しく大規模なる平和事業の支配管理をも累らはさるるに至れり。而して凡ての舊き職分と共に此等新しき職分は徒らに King、ウエストミンスターに於ける Lords 及び Commons 並にホワイトホールに於ける責任內閣よりなる舊式の政治機關の上に累積せらるるに至れり。』（七四頁）

然れ共事務の夥多が獨り政治組織不完全の原因に非す。ウエッブは此等職能が無知にも全部一括せられて一個の政治機關の上に委ねられたるに反對するものなり。

『性質を異にせる職分が無思慮にも政治機關の上に堆積せられたるは單に立法者の惑亂の原因たるのみならず又機關其のものが益々無能になるの原因をなすものなり。現在に於て吾人は國防治安及び司法の第一義的職能に對しても、公共勤勞又は國有産業等の各々異なりたる管理に對しても、將又將來に就ての考量、社會の欲する特殊の文明の發達及び來る可き時代の利益保護等に關する責任に對しても一個にして而も同一なる社會的機關を利用するものなり。此等責任の三種は何れも等しく國家的權威の義務たる可しと雖もそは是等が等しく王室の社會的勢力、司法廳の認可、軍事權力の絕對權威と相伴ふ必要あるを意味するものに非ず、侵害に對する防備秩序の維持に關して凡ての國家權力を掌握せる國家權威は必然に極度に規律せられたる階層的形體をとると共に個々の國民に對するその至上權を極端に運用し更にそが單に命令なるの故に命令に對して抗辯すべからざる屈服を强ひんとする傾あり。斯の如きは勿論軍隊警察の範圍に於ける效力には必要なる可きも從て明かに社會的産業的事務に於ける最高の成功或は又將來の科學的豫想とに關しては一致せざるものなり。權力としての社會と社會的産業的經營としての社會とが、一個の而して同一なる國家行

政部並びに立法部の手に混同する事より生ずる最も顯著なる危險は鐵道勤務又は炭坑業等その本質よりして國家的なる産業に於て大なる産業爭議の起り或は起らんとする場合に常に感ぜらるゝ所なり。「生産者」の利益に相對して「消費者」の利益保護の下に社會の全組織的權力を使用するの恐嚇は若しそが實際に行はるゝに至らば容易に國家を內亂の際に致す可き懼あると共に大部分の國民によつて不法と認めらる可し。』（七五—七七頁）權力機關としての國家の發動は生命財産に對する攻擊を防止する以外にありては如何なる爭議に於ても許さる可きものに非ず。然れ共國家を革命內亂の淵に致す可き極端なる危險は之を除きて考ふるもかくの如き國家職能の混同は尙ほ他の弊害を伴ふ可し

『同一行政組織が二種の政府職能を行ふより生ずる遍在的弊害は軍事權力に必然なる組律的性質を他の公共勤務に誘導するの望ましからざる事なり。……他方に於ては最大の效程並びに充分なる個人的發達の爲めに又デモクラシイ自體によつて、吾人が今日感知しつゝある、産業及び勤務に於て要求せらるゝ管理方法又は討議批判の態度を陸海軍に及ぼす事はその效果と一致せざる所なる可し。更に斯の如き職能勤務の種類の異なれるが同一行政機關の手に混同せらるるに對する精細なる反對は之れによつて國民の自由の上に必ず侵害の生ず可き點なり。Crown の威勢は各役員の適宜の決定を蔽ふに至り不法なる決定に對して司法の府に訴へんとする國民の權利は Royal Prerogative の任意の擴張に依て易々と侵害せらるべし。政府職務の增大直接に政治勤務に從ふ人員の夥しき增加は、若し凡ての公共的勤務が一の而して同じ階層的行政組織によつて管理せらるるに於ては必然に「行政法」Administrative Law の發達を來す可く bureaucracy は之れによつて自からを保護し他の干渉を支ゆるものなり。』（同七七—七八頁）

斯の如きは同時に議員の勢力を無能ならしむるものにしてそは彼等の缺點に非ずして『眞の事實は如何に才能あり如何に誠實なる議員ありとも彼が同時に斯の如き無數の且異なりたる問題に覆ひ亙るの不可能なる點にあり。』（同七八頁）等しく又そは選擧民をして、個々異なりたる意志を代表す可き代表者を選出するを妨ぐるものなるに、國民の代表せらる可きものは單純なる「一般的意志」General Will に非ずして實に個人が社會に營む地位に就て求められたる意志の代表たらざる可からず。（七九頁、及び一〇二頁參照）

『求めらるゝ所のものが消費者の見地に於ける「一般の意志」の發表にある時は之れに對しては、生産者の見地より他の問題に就て、等しく要求せられたる「一般の意志」の表示に關係なく、別個の方向を必要とす可く、又問題が國民の見地に於ける「一般の意志」の發表を要求する場合に於ては、前兩者は玆に必要とせらるゝ方向と區別せられざる可からず。吾人が後に示すが如く、國民の全體は二個の方向を有せざる可からず、その一は之に依て彼等が國家個人の侵害に對する保護、個人的自由の維持に關する諸問題に於て彼等の意志を現はすを得べく、他は之れに依て彼等は彼等に向て、更に華麗且つ充足せる文明を備へんが爲めに國家的資源の利用に對する創造的衝動を働かし得可きなり。』（ウェッブ。前揭書九三頁）

ウェッブは全國民の關與ある國家的職分の二大分岐に留意して國家機關の改造を行はんとす。即此等職能の混同を避けんが爲めに異なりたる二種の國家機關を設立し以て其の職分を分割せんとするものなり。（未完）